

第22期和歌山海区漁業調整委員会補欠委員候補者の推薦及び応募状況(最終公表)

推薦を受けた者の数 2人、うち漁業者及び漁業従事者の数 2人

応募した者の数 0人、うち漁業者及び漁業従事者の数 0人

委員の区分	推薦を受けた者又は応募した者								推薦又は応募の理由	推薦をした者 (個人の場合) [法人又は団体の場合]			
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営状況		漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者に該当するか		推薦又は応募の別	(氏名及び性別) [団体等の名称及び代表者氏名]	(職業、年齢) [設立の目的等]	[構成員の数] [構成員たる資格]
						主な漁業種類	従事者数						
漁業者・漁業従事者	田伏英雄	漁業	72	男	漁業への就業期間 平成元年4月から現在 逢井漁協正組員 平成元年4月から平成20年10月まで 逢井漁協理事 平成9年5月から平成18年3月まで 逢井漁協代表理事組合長 平成18年4月から平成20年10月まで 逢井八角網漁業生産組合組合長 平成20年5月から現在 有田箕島漁協正組員 平成20年10月から現在 有田箕島漁協理事 平成20年10月から現在 和歌山県栽培漁業協会理事 平成24年4月から現在 なぎさ信漁連経営管理委員 令和元年6月から現在	定置網漁業	20	該当	推薦	和歌山県漁業協同組合連合会 代表理事会長 木下吉雄	この連合会は、会員が協同して経済活動を行い、所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り、もって所属員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	[構成員の数] 22団体 うち漁業者等2,335人 [構成員たる資格] 1 この連合会の地区の全部若しくは一部を地区とする漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又はこの連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合は、この連合会の正会員となることができる。 2 次に掲げる者は、この連合会の准会員となることができる。 (1)法律に基づいて設立された協同組合(連合会を含む。)であって、この連合会の正会員の行う事業と同種の事業を行い、かつ、この連合会の地区内に住所を有するもの。 (2)この連合会の正会員たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が主たる出資者又は構成員となっている法人(前項及び前号に掲げる者を除く。)	長く漁業に従事し、漁業協同組合の理事や生産組合組合長、県栽培漁業協会理事のほか、信漁連経営管理委員を務めるなど、地域および広域的な活動において中核的な役割を果たしてきており、本委員会委員として適任と考えられます。
漁業者・漁業従事者	市川智司	漁業	61	男	・昭和56年より加太漁業協同組合組合員として漁業に従事 ・平成23年8月、加太漁業協同組合理事就任 ・令和5年6月、加太漁業協同組合代表理事組合長就任 ・平成24年、深山地区自治会長就任 ・令和5年、加太まちづくり株式会社監査役就任 ・自動車運転免許、小型船舶運転免許取得	一本つり、採介藻、刺し網、たこつぼ	1	該当	推薦	加太漁業協同組合代表理事組合長 市川智司	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的とする。	[構成員の数] 78人 うち漁業者等68人 [構成員たる資格] 1 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が、3,000トン以下であるもの 2 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外のもの (2)この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(前項に掲げるものを除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの (4)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの 3 次に掲げる者は、この組合の准組合員として加入することができる。ただし、この准組合員は、第2条第18号に規定する漁業用無線事業以外の事業については、組合員及び他の組合の組合員以外のものとみなす。 (1)前2項に規定する法人以外の法人であって、船舶局を有する漁船を使用して漁業を営むもの (2)船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む者をもって主として構成される社団	長きにわたり高い志を持って加太漁業協同組合の中核的漁業者として他の組合員の模範となる漁業経営を實踐、平成30年には加太海藻生産販売組合(ヒジキ生産組合)を設立し漁業者共同による加工・出荷に取り組み、地域における若青年漁業者への指導的役割を果たすとともに、資源管理や栽培漁業、漁場整備事業並びに後継者育成事業など地域水産業の維持発展に資する施策に積極的に取り組み、さらに地域の小学校等での魚食普及活動、地域おこしのコミュニティ活動、「加太の魚」の地域内外へのPR活動など、様々な活動において中心的人物として参画している。 以上のように地域水産業の発展に長年尽力しており、和歌山県全体の水産業の発展にも大きく寄与できる人物であると確信しており、当委員に推薦するものである。